

令和8年8月20日開催教育委員会会議記録

1 開会・閉会等について

開催日	令和8年8月20日（木）
場 所	教育委員会室
開 会	午前10時00分
閉 会	午前10時50分
出席委員	
教 育 長	加 藤 裕 之
委 員	岸 田 玲 子
委 員	岡 田 卓 巳
委 員	小 山 勉
委 員	木 ノ 内 建 造
説明のために出席した職員	
教育委員会事務局次長	岩 瀬 均
学校改築担当部長	武 井 勝 人
庶 務 課 長	塩 澤 満
学 務 課 長	北 野 亘
指 導 室 長	勝 田 光 徳
すみだ教育研究所長	土 井 翔 太
地域教育支援課長	戸 村 健 太 郎
ひきふね図書館長	石 井 邦 恵
教育センター所長	指導室長 勝田 光徳 兼務

2 議題について

（1）議決事項

議案第40号 教育委員会関係議案の作成に伴う意見聴取について

議案第41号 墨田区立学校施設使用条例施行規則の一部改正について

議案第42号 第7期東京都いじめ問題対策委員会での墨田区教育委員会教 育長の事務従事に係る許可について

議案第43号 公益財団法人東京都学校給食会での墨田区教育委員会教育長 の事務従事に係る許可について

議案第 44 号 令和 8 年度東京都教員育成協議会での墨田区教育委員会教育 長の事務従事に係る許可について

議案第 45 号 令和 9 年度特別支援学級用教科用図書採択について

(2) 報告事項

第 1 教育課題の進捗状況について

3 会議の概要について

○教育長 それでは、本日の教育委員会を開会いたします。本日の会議録署名人は木ノ内委員にお願いします。本日の日程ですが、議案第40号については、行政運営上の審議情報に関わる案件であることから、秘密会として審議したいと思います。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 それでは、議案第40号については、秘密会として執り行うことといたします。なお、会議の進行については、報告事項が終了した後、秘密会に入ることといたします。

議決事項第 2・・・資料番号【41-1～41-23】

議案第41号「墨田区立学校施設使用条例施行規則の一部改正について」を上程し、学校改築担当部長が資料のとおり説明する。

○教育長 ただいまの説明について、何かご質疑、ご意見はございますか。

○小山委員 このシステムの導入で副校長の業務がアナログからオンラインになって改善されましたが、副校長の業務はほとんどなくなると考えても差し支えないのでしょうか。また、例えば地域の剣道連盟が学校を使って子どもたちの練習をするとき、火曜日と金曜日のように通年で固定利用していた場合、このシステムでは毎回申請しなければならず、そういう固定利用はできなくなるのですか。地域の方は不便を感じないのでしょうか。2点教えてください。

○学校改築担当部長 まず1点目の副校長の事務軽減についてですが、確かに軽減されますが、全ての事務がなくなるわけではありません。事前に学校行事やPTAでどうしても使う場合は、先に予約できないようにするなどの作業が発生しますので、軽減されても事務は残ります。学校には丁寧に説明していきます。また、2点目の地域での継続利用についてですが、学校教育に関わるものであれば事前に登録してもらうことで対応できますが、社会教育の場合は一般的に抽選になります。ただ、これまで定期的に利用している団体については、いきなり全てを抽選にすると事業運営に支障が出るので、配慮して一部を抽選に回してもらいながら、全ての方がうまく利用できるようにしていきたいと考えています。

○岸田委員 旧隅田小や旧向島中の体育館や校庭を使っていたテニスの方などは、全て隅田小の副校長が管理されていたのですか。

○学校改築担当部長 旧学校については校長も副校長もいないので、庶務課で管理及び抽選を担当しています。それも今回のシステム導入に合わせて一括して、同じシステムに組み込みます。これまでは旧学校は庶務課、現役の学校は学校で対応していましたが、システム導入に合わせて予約・抽選・使用まで統合されます。

○岸田委員 統合されるのですね。ただ、アナログの方でダブルブッキングのような問題にはな

らないのですか。

○学校改築担当部長 基本的にアナログは全てやめて、このシステムを利用し、全てオンラインでやります。心配なのはデジタルデバイドの方が登録できるかという点ですが、9月15日からシステム登録をしてもらう必要がありますので、ご相談いただければ一緒に行うことで対応します。

○教育長 それでは、議案第41号は、原案どおり改正することにしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 それでは、原案どおり改正することにします。

議決事項第3・・・資料番号【42-1～42-2】

議案第42号「第7期東京都いじめ問題対策委員会での墨田区教育委員会教育長の事務従事に係る許可について」を上程し、庶務課長が資料のとおり説明する。

○教育長 ただいまの説明について、何かご質疑、ご意見はございますか。

(質疑なし)

○教育長 それでは、議案第42号は、原案どおり許可することにしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 それでは、原案どおり許可することにいたします。

議決事項第4・・・資料番号【43-1～43-2】

議案第43号「公益財団法人東京都学校給食会での墨田区教育委員会教育長の事務従事に係る許可について」を上程し、庶務課長が資料のとおり説明する。

○教育長 ただいまの説明について、何かご質疑、ご意見はございますか。

(質疑なし)

○教育長 それでは、議案第43号は、原案どおり許可することにしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 それでは、原案どおり許可することにします。

議決事項第5・・・資料番号【44-1～44-2】

議案第44号「令和8年度東京都教員育成協議会での墨田区教育委員会教育長の事務従事に係る許可について」を上程し、庶務課長が資料のとおり説明する。

○教育長 ただいまの説明について、何かご質疑、ご意見はございますか。

(質疑なし)

○教育長 それでは、議案第44号は、原案どおり許可することにしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 それでは、原案どおり許可することにします。

議決事項第6・・・資料番号【45-1～45-2】

議案第45号「令和9年度特別支援学級用教科用図書採択について」を上程し、指導室長が資料のとおり説明する。

- 教育長 ただいまの説明について、何かご質疑、ご意見はございますか。
- 小山委員 墨田区が特別支援教育に力を入れているのをとても感じています。知的障害学級以外にも自閉症・情緒学級が新たにできるなど支援をしてくださっていますが、先ほどお話しいただいた一般図書は、文部科学省指定の知的障害の図書から選ぶということでした。自閉症・情緒学級と知的障害では発達特性によって能力の違いがあると思います。自閉・情緒障害学級の教科書も、知的障害の子どもが使っているような教科書を選んで使うのでしょうか。
- 指導室長 自閉症・情緒障害特別支援学級については、通常学級の教育課程に準ずることが基本です。そのため、通常学級で使用している本区で採用している検定教科書を使用しています。
- 小山委員 その学級の中で遅れている子がいた場合は、通常学級の教科書以外のものを使うことはありますか。
- 指導室長 学習の遅れがある場合は下学年の教科書を使用する場合もあります。そのような形で通常学級に準じて使用しています。
- 小山委員 そうすると、通常学級の教科書でも4年生ではなく3年生のものを使う子もいるということですね。
- 指導室長 はい、そうです。
- 岸田委員 各クラスは特別支援学級の1年生、2年生という形で分けて授業をしているのですか。公開授業でしか見たことがないのですが、低学年、中学年と3クラスずつに分かれて、通常もそういう授業体系なのか、それとも教科書を使って1年生は1年生の授業をやっているのか、公開授業では教科書を開いている場面を見たことがなかったので、教科書をどのように使っているのかよく分からなかったのでお聞きしました。
- 指導室長 特別支援学級の子どもについては、個別的教育指導計画に基づいて行っているのですが、全て当該学年の教科書を使うわけではなく、その子の実態に合わせて一般図書も含めて教材を使用しています。教科書が適切であれば教科書を使いますが、そうでない場合もあり、そういう場面を見られているのかもしれませんが、全く教科書を使わないということはありませんが、その子やその学級に合わせて使用することが多いです。
- 教育長 そもそも知的障害の子どもとそれ以外のハンディキャップを持っている子どもで障害の種別がありますよね。その違いは何ですか。小山委員が言われた自閉症や情緒障害と知的障害の子どもの根本的な違いは何でしょうか。
- 指導室長 就学相談で判定し、客観的に就学相談委員会で判定して、知的障害かその他の障害かを確認しています。
- 教育長 そうではなく、教科に準ずると準じない、等の違いがありますよね。免許制度で言うと、基本的にはダブル免許です。特別支援学校では特別支援学校の免許を持ち、なおかつ教科免許や小学校免許をダブルで持って小学部や中学部を教えられるようになっていますが、知的障害の場合は特別支援の免許と、小学校、中学校、高校の免許を一つ持てば全部教えられます。知的障害の生徒は担任の先生につくことが多く、例えば小中高とある学校では、その先生がず

と同じ生徒の担任をすると効果があると言われています。基本的には免許制度が知的障害の生徒だけは実態に合わせて違うので、指導室長が言ったように前に戻ってやるということは知的障害の生徒には当然あり得ます。子どもの特性に応じてやらないと、知的障害でもレベルが違うので、そういった積み上げが結構難しいということです。ほかにございますか。

(発言する声なし)

- 教育長** それでは、議案第45号 令和9年度に特別支援学級で使用する教科用図書は、児童・生徒の能力及び興味・関心等を考慮し、一人ひとりの実態に合った教科用図書を使用する趣旨から、特別支援学校において使用されている、文部科学省が著作の名義を有する教科用図書及び、東京都教育委員会の「令和9～11年度使用特別支援教育教科用図書調査研究資料」に記載されている、全ての一般図書を採択することにしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

- 教育長** それでは、令和9年度に特別支援学級で使用する教科用図書は、特別支援学校において使用されている、文部科学省が著作の名義を有する教科用図書及び、東京都教育委員会の「令和9～11年度使用特別支援教育教科用図書調査研究資料」に記載されている、全ての一般図書を採択することに決定いたします。

報告事項第1・・・資料番号【資料1-1】

「教育課題の進捗状況について」、指導室長が資料のとおり説明する。

- 教育長** ただいまの報告について、何かご質疑、ご意見はございますか。
- 岸田委員** 説明の中で、スモールステップルームで体を動かしたいと希望があったので体育館で運動をした、というお話がありましたが、小学生が対象の子ども支援教室では、1年生から6年生までだと思います。中学生だと自分で課題を見つけて勉強していると思いますが、小学校低学年の場合、そんなに長く勉強できているのでしょうか。例えば走りたいという子どもに対して支援員はどう対応したらいいのか、また帰りたと言ったときに子どもを一人で帰していいのか、その辺の問題はどのように対応されているのでしょうか。
- 指導室長** 現在、小学校では5校で子ども支援教室を行っていますが、運営については各校で様々です。勉強については担任の先生にどの勉強をするか報告して、子ども支援教室で支援員が見ています。普通教室に帰るときには本人または支援員が教室まで送って帰ります。直接普通教室に行けないときは前段階として子ども支援教室で少し勉強してから普通教室に入るなど、かなり柔軟に対応しています。学年に合わせて1年生でも他の学年でも、その実態に合わせて教室で自分の勉強をできる時間内で行い、それを支援員が見ています。
- 岸田委員** 支援員になったばかりの知り合いが、まだ始まったばかりで戸惑っているということを知りました。
- 指導室長** その辺りの運用については、委員ご指摘のように課題があると思います。現在5校が今年度から始まっていますが、情報共有や指導主事が指導しながら運用の決まりを整備していく必要があると思うので、今後検討していきたいと思っています。
- 岸田委員** 支援員の負担にならないよう、長く続けていただきたいと思います。
- 小山委員** 不登校の児童の原因について、検証すると言ってもいろいろな原因があるので難し

いと思いますが、その原因についてはどういう認識を持たれているのでしょうか。

○指導室長 原因は様々あって、本人の特性によるものや家庭の状況、人間関係など、それが複合的に絡んでいるので、本当に一人一人どういう原因かを学校がきちんと理解しながら対応支援を行っています。また、関係機関も含めて学校だけではなく対応している状況なので、個々の原因と思われるものについてはしっかりと組織的な対応として学校で対応しています。

○小山委員 区として不登校の原因を定量的にまとめたり、何パーセントは学力、何パーセントは人間関係といったデータはまとめていますか。

○指導室長 必ず報告を上げてもらって、原因については把握しながら、区全体として対策に生かしています。

○教育長 ほかにございますか。

(発言する声なし)

○教育長 それでは、会議冒頭で説明しましたとおり、議案第40号については、秘密会として審議いたします。その前に、委員の皆さんまたは事務局から何かございますか。

(発言する声なし)

○教育長 それでは、ここから秘密会に入ることとします。

<秘密会/教育委員会会議規則第26条第2項の規定により、別に会議録あり>

○教育長 以上で本日の議事は全て終了しましたので、これで教育委員会を閉会します。
会を閉会します。